

## 津山市体育施設使用料金の減免基準

第1条 次のいずれかに該当する利用で、特に必要と認めるものについては、使用料金の全部を免除することができる。

- (1) 国民体育大会（予選会等を含む。）又は全国障害者スポーツ大会（予選会等を含む。）のために使用するとき。
- (2) 津山市消防団が主催する催物のために使用するとき。
- (3) 加茂中学校がその管理の下に行う教育活動のために加茂武道館を使用するとき。

第2条 次に該当する使用で、特に必要と認めるものについては、会場使用料を免除することができる。

- (1) 津山市スポーツ少年団登録団体が主催する催物のために使用するとき。

第3条 次のいずれかに該当する使用で、特に必要と認めるものについては、会場使用料金の2分の1に相当する額を免除することができる。

- (1) 身体障害者（身体障害者手帳を有するもの。）で組織する市内の団体が主催する催物のために使用するとき。
- (2) 知的障害者（療育手帳を交付されているもの。）で組織する市内の団体が主催する催物のために使用するとき。
- (3) 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳を有するもの。）で組織する市内の団体が主催する催物のために使用するとき。
- (4) 65歳以上の者で組織する市内の団体が使用するとき。
- (5) 学校教育法第1条に規定する学校及び保育所で組織する市内の団体が主催する催物のために使用するとき。

### 付 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

この基準は、平成30年10月1日から適用する。